

宇治市職員の退職手当に関する条例の一部を 改正する条例を制定するについて

1 改正趣旨

「雇用保険法等の一部を改正する法律」が令和6年5月10日に可決されたことに伴い、改正雇用保険法が、一部を除き令和7年4月1日から施行。

この改正により、雇用保険法に基づく地域延長給付及び就業促進手当の取り扱い等が見直され、それに伴い国家公務員の失業者の退職手当についても該当部分が見直されることを踏まえて、宇治市においても同様の見直しを行うもの。

また、令和5年12月13日に可決した国立大学法人法の改正（令和6年10月1日施行）に伴う引用条文の条ずれ修正も併せて行うもの。

2 改正概要

(1) 就業促進手当の見直し

就業促進手当の中で、職業に就いた者（安定した職業に就いた者を除く。）で一定の要件を満たす者に対して支給される就業手当が廃止。

この改正に伴い、条例第10条第11項に規定する手当対象者の表記を「職業に就いた者」→「安定した職業に就いた者」に改めるもの。

併せて、同条第14項において引用している雇用保険法の条ずれ等を改める。

(2) 地域延長給付の期限延長

求人数が著しく低い地域内の居住者など、著しく就職困難であると認められる者等に対する失業給付の支給期間に関する取り決めの対象期間が、令和9年3月31日まで延長。

この改正に伴い、宇治市職員の退職手当に関する条例（以下「条例」という。）附則第12項の「令和7年3月31日以前に退職した職員」を「令和9年3月31日以前に退職した職員」に改めるもの。

(3) 国立大学法人法改正による、引用条文の条ずれ等の改正

- ・附則第7項「附則別表第1」→「附則別表」
- ・附則第8項「法第35条」→「法第35条の2」

- | | | |
|--------|--------------|----------|
| 3 施行期日 | 2 (1) 及び (2) | 令和7年4月1日 |
| | 2 (3) | 公布の日 |